

総務常任委員会

1 開 議 令和5年3月15日(水) 午前10時00分

2 場 所 7階 委員会室2

3 付議事件及び順序

日程第1 陳情第10号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

日程第2 議案第17号 大田原市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

日程第3 議案第19号 行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第4 議案第20号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第21号 大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第22号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	櫻	井	潤	一	郎	出席
副委員長	菊	地	英	樹		出席
委員	伊	賀		純		出席
	新	卷	満	雄		出席
	斎	藤	光	浩		出席
	君	島	孝	明		出席
	高	崎	和	夫		出席

当局	経営	管理	部長	益	子	和	弘	出席
	総	務	課	長	君	島	敬	出席

事務局	藤	田	一	之		出席
-----	---	---	---	---	--	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（櫻井潤一郎） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎陳情第10号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情

○委員長（櫻井潤一郎） 日程第1、陳情第10号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情についてを議題といたします。

陳情第10号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局（藤田一之） それでは、ご説明いたします。

陳情名につきましては、民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情でございます。提出者につきましては、栃木県宇都宮市石井町2470、基本的人権を守る栃木県民の会、代表増淵賢一様でございます。

陳情要旨について説明いたします。タブレットの陳情要旨の欄を御覧ください。マスコミ等は、政治家に対し特定の宗教団体及びその関係団体との関係を断つよう求める論調が繰り返されている。全ての住民に対して中立公平たるべき地方公共団体機関である首長や議会が特定の宗教及びその関連団体との関係を遮断することは、思想・良心の自由、信教の自由に対する侵害となることはもちろん、請願権の侵害と法の下での平等に違反することになる。これらの基本的人権は、いずれも民主主義の根幹と立憲主義の基盤を形成するものであり、地方公共団体の機関である議会がこれらを侵害することは、我が国の民主主義と立憲主義を危うくするものである。よって、陳情するというものでございます。

次に、陳情理由をご説明いたします。タブレット3ページの一番下のまとめの欄を御覧ください。首長及び議会において特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する宣言、決議を行い、あるいは議会や地方公共団体において特定の宗教団体の信仰を質問ないし調査することは、一般住民である信者からの思想・良心の自由と信教の自由を侵害し、信者らの請願権を剥脱するものであり、宗教を理由とする差別であり、法の下での平等に違背することは明らかであるというものでございます。

次に、陳情項目、タブレット4ページを御覧ください。（1）、大田原市及び大田原市議会において特定の宗教法人及びその関係団体との関係を遮断する内容の宣言、決議をしないこと。（2）、大田原市及び大田原市議会において議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査、質問したりしないこととございます。以上の項目の議決を行うものでございます。

最後に、同様の陳情が全国各地の地方議会に提出されております。例えば神奈川県川崎市、愛知県知立市、栃木県佐野市に提出された陳情書は、それぞれタイトルの一部を変えて提出しているようですが、内

容はほぼ同じであります。全国的に今回の陳情書に関しては、不採択や議長預かりが多いようです。

栃木県内の各市町の議会の取扱いについてご説明いたします。まず、継続審査となりましたのは益子町、塩谷町でございます。令和4年12月定例会で審議されたものは宇都宮市、佐野市、鹿沼市、小山市、さくら市でございます。それぞれの審議結果は、いずれも不採択でございます。議長預かりとしたものは茂木町、那須町、那珂川町でございます。付託されましたが審査しなかったというのが栃木県議会と日光市議会でございます。未定としているのが野木町でございます。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、これより陳情第10号に対する意見を行います。

斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） この陳情で言われている思想・良心の自由及び信教の自由は、憲法にもう既に保障されているものなので、改めて議決する必要はないと考えます。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございませんか。

君島委員。

○委員（君島孝明） 私も当然そう思います。それと、陳情項目の中に調査、質問をしたりしないことということで、これは議会としてはこのような調査権とかを否定するようなことには私は賛成はできないので、陳情に対しては反対です。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） 今、君島委員からもありましたが、この陳情項目の中での今の関係を調査、質問したりしないということは調査権等々、これは議会としては当然行うべきものであり、それを調査をしたりしないということは、これはこの採択には至らないというふうに思います。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

菊地委員。

○委員（菊地英樹） この陳情項目に宣言、決議をしないことや調査、質問をしないことを求めている、皆さんの言うとおりののですが、これは議会活動及び議員活動を制限することになりますので、全く容認できないと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 本当に信仰の自由というのは認められることだと思うのは基本にあるのですけれども、しかし先ほどから出ていますように、質問権であったりを制限されるものは、私も容認ができないと思っております。

○委員長（櫻井潤一郎） 新巻委員、どうですか。

○委員（新巻満雄） 私としては、やっぱり議会活動の制限という内容が入っておりますので、これはちょっと容認できるものではないと、そのように思っておりますので、否決という形で私は考えております。

○委員長（櫻井潤一郎） 以上、意見がそろいましたので、採決でよろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） それでは、採決いたします。

陳情第10号は不採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 異議なしと認めます。

それでは、ご異議ないものと認め、陳情第10号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情については、不採択することに決定いたしましたので、定例会最終日に報告することといたします。

慎重な審議ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時10分 再開

○委員長(櫻井潤一郎) 会議を再開いたします。

正確な議事録作成のため、委員及び職員が発言する際は挙手の後に委員長から指名いたしますので、マイクのボタンを押してから大きな声ではっきりと正確に発言をお願いいたします。

また、質疑の方法は申合せにより本会議同様、一問一答方式とし、3回までとなっておりますが、3回を超える場合は委員長の判断となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

当局の出席者は、益子経営管理部長、君島総務課長です。

それでは、日程に従い議事に入ります。

◎議案第17号 大田原市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

○委員長(櫻井潤一郎) 日程第1、議案第17号 大田原市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長(益子和弘) 議案第17号 大田原市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、職員の継続的な勤務の促進と本意な離職を防ぐ目的から、職員の配偶者同行に伴う休業制度の導入に伴い、必要な事項を定めるため新たに条例を制定するとともに、附則において関係条例の一部を改正するものであります。

詳細については総務課長からご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長(櫻井潤一郎) 総務課長。

○総務課長(君島 敬) それでは、条例の内容についてご説明をいたします。

タブレットの30ページを御覧ください。まず、第1条でございますが、趣旨でございます。

第2条は、配偶者同行休業の承認で、公務の運営に支障がないと認めるときは、勤務成績などを考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができることといたします。

第3条は、配偶者同行休業の期間でございまして、最長3年といたします。

第4条は、配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由で、6月以上にわたり継続することが見込まれる配偶者の外国での勤務などでございます。

第5条は、配偶者同行休業の承認の申請でございます。

第6条は、配偶者同行休業の期間の延長で、開始した日から引き続き3年以内を限度として、期間の延長を申請することができるものといたします。

第7条は、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情で、特別な事情とは、配偶者の外国での勤務が引き続くこととなり、かつその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかった場合といたします。

31ページを御覧ください。第8条は、配偶者同行休業の承認の取消事由で、取消事由は、配偶者が外国に滞在しないことなどでございます。

第9条は、配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用で、職員の配置換え、その他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、任期付職員などを任用できるものといたします。

第10条は、職務復帰時における号給の調整で、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、当該休業をした期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができるものといたします。

32ページを御覧ください。第11条は委任でございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は、令和5年4月1日から施行するといたします。

附則第2項から第5項につきましては、新旧対照表を基にご説明いたします。まず、35ページを御覧ください。附則第2項関係は、大田原市技能労務職の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、第16条の給与の減額の規定に高齢者部分休業の規定を追加、また18条の4を新設し、配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与を規定、その承認した期間に給与を支給しないといたします。

37ページを御覧ください。附則第3項関係は、大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、第19条の4を新設し、配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与を規定、その承認した期間に給与を支給しないといたします。

38ページを御覧ください。附則第4項関係は、大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第2条の育児休業をすることができない職員及び第9条の育児短時間勤務をすることができない職員に第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を追加いたします。

39ページを御覧ください。附則第5項関係は、大田原市職員定数条例の一部改正でございます。第3条の定数外の職員に、自己啓発等休業中の職員及び配偶者同行休業中の職員を追加いたします。

大田原市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

高崎委員。

○委員（高崎和夫） 今説明をいただきましたけれども、今回のこの同行休業ということでの地方公務員法の規定に基づきということではありますが、今回この条例ということですが、この条例に沿ったような形で

今まで大田原市の中でこれらのこの同じような形態ということが実際にあったのかどうか、ありましたら説明願いたいと思うのですが。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

配偶者同行休業に関して、今回初めて条例を制定するわけですが、これに関連するような休業の取得というのは今までございません。なお、今回改めて条例を新設する経緯といたしましては、職員のほうから相談を受けたという経緯がございまして、今回の条例制定の経緯としてなっております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） それと、34ページの補助資料の中で、結局今そういった説明の中での不本意な離職を防ぐためという、この不本意な離職というものの中には、どの辺まで考えられるのですか。その本人からしますと、この不本意な対応の中の説明では、どの辺までのということが考えられるのか、説明できれば。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

いわゆる自分の配偶者が外国での勤務とかそういったものを強いられてしまった場合に、この制度がない状況ですと、やはり配偶者に同行して海外に行く場合には、市役所の職員を退職して行かざるを得ない状況になろうかと思えます。そういった意味では、当該職員が継続して仕事をしたいという思いがあったとすれば、それは不本意な退職になろうかと思えますので、そういったものを防ぐためにも地方公務員法で定められたこの配偶者同行休業、条例のほうでも制定してそれを防ぐところが自然の流れかなと考えるところであります。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） この休業の最大が3年でよろしいのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） そのとおりでございます。最長で3年でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） そうすると、もし3年たって、その3年たったときに海外勤務が延長になった場合は退職するしかないですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） この制度上では最長3年となっておりますので、その継続して3年を超えてまた延長というのができませんので、その場合にはやむを得ず退職ということになろうかと思えます。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） その場合、例えば1年退職して、1年たってもう一度職員になるということは可能なのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 職員の採用につきましては、これまでもそうですけれども、採用試験がどうしても必要になってまいりますので、現行の制度でいいますと、その年齢制限とかそういったものがクリアできれば再度試験のほうは受けていただくことは可能なのですけれども、そういったもろもろの条件をクリアできれば職員として採用することも可能かもしれませんが、それはその時々々の条件ではっきりとは申し上げられないところではあります。ただし、最長3年ではあるのですけれども、配偶者同行休業の回数の制限というのが特にうたっていないのです。これは地方公務員法でもそうですし、ですから複数回取得は可能な制度になっておりますので、その中で対応できるものは対応できるかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） そうしますと、今ちょっと確認なのですけれども、ここに休業延長というのがあるので、3年以内で1回のみ可能ということで、特別な事情がある場合は通算3年以内で再延長可能ということなので、3年以上も特別な事情がある場合は可能ですよ、延長できますよということで理解してよろしいのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 期間の最長が3年でありまして、あくまでもその延長も含めて全て3年の期間の中で収めないと駄目だという制度でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） この件に関して、県もしくは近隣市町の動向はどんなふうになっていきますか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 令和3年度の実績で見ますと、宇都宮市と芳賀町で新規で取得をされた方がいらっしゃいます。申し訳ないのですが、人数のほうはちょっと把握していないのですが、宇都宮市と芳賀町で実績がございます。それから、栃木県の職員では3名の方が令和3年度中に新規でこの制度を取得しています。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 再度、数回そういう制度が使えるということなのですけれども、1回目を3年取りました、その間2回目を取るという、その間の期間の何か決まり事とか、数回となった場合、結構な職員として周りも大変だろうなという思いがあるのですけれども、何か数回のところの間の基準とかはあるのかお伺いします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

明確な基準はないのですが、そもそもこの配偶者同行休業を承認する場合に、公務の運営に支障がないと認めるときはというのが大前提になってまいりますので、恐らくその職員がまた取得することで公務に著しく支障が出るとか、そういったときには承認しないということもできますので、その辺を総合的に勘案して複数回取らせるか取らせないかという、承認するかしないかという判断になるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第17号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 大田原市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第19号 行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第2、議案第19号 行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第19号 行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、大田原市行政組織条例及び大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の改正により、水道局の設置及び建設水道部の名称を建設部に改めることに伴い、関連する4つの条例の関係部分を一括改正するため、新たに条例を制定するものであります。

詳細につきましては総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それでは、条例の改正部分につきまして新旧対照表によりご説明いたします。

49ページを御覧ください。第1条関係は、大田原市議会委員会条例の改正で、第2条第2項第3号、建設産業常任委員会の所管部分につきまして「建設水道部」から「建設部、水道局」に改めます。

続きまして、50ページを御覧ください。第2条関係は、大田原市都市計画審議会条例の改正で、第7条、同審議会の庶務を「建設水道部都市計画課」から「建設部都市計画課」に改めます。

51ページを御覧ください。第3条関係は、大田原市水道料金審議会条例の改正で、第7条、同審議会の庶務を「建設水道部上下水道課」から「水道局上下水道課」に改めます。

続きまして、52ページを御覧ください。第4条関係は、大田原市下水道使用料等審議会条例の改正で、第7条、同審議会の庶務を「建設水道部上下水道課」から「水道局上下水道課」に改めます。

47ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものといたします。

行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明は以上でございます。よろしく

お願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） すみません、今伺うことかどうかわからないのですが、ずっと私疑問に思っていたことがあります。この水道局という局になるこの理由というのは何になるのですか。課とかでは、何か水道局、よく使われますけれども、この分割されてというときに、水道課でもいいのではないかと、何かそういうちょっと疑問があつてお伺いをさせていただきます。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

大田原市の場合は、基本的に部制を取っておりますので、水道課というのは課になってしまいますから、その部制という点では部であるか局であるかということで、これは明確な規定はございませんけれども、水道、下水道の場合は部制を取るところ、局にするところ、この2つの場合がございます。大田原市の場合には水道局という形にさせてもらったというところでございます。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第19号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第20号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第3、議案第20号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第20号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、附属機関の廃止並びに特別職非常勤職員の報酬の改定及び廃止のため、関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それでは、まず56ページの新旧対照表よりご説明を申し上げます。

第1条関係は、大田原市附属機関設置条例の一部改正で、附属機関の設置及び担当事務を規定した別表中「大田原市生涯活躍のまち推進協議会」の項を削除いたします。

理由といたしましては、当該協議会の目的である大田原市生涯活躍のまち基本計画の策定等が完了したこと、また当該計画の策定及び計画に基づく事業の財源としての地方創生推進交付金の事業計画期間が満了したことなど、所期の目的を達成したことから、支え合いの仕組みづくりを地域全体で検討する生活支援体制整備事業と統合し、当該協議会を解散するためであります。

57ページを御覧ください。第2条関係は、大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、第1条において文言の追加、また特別職の報酬額を規定した別表において、産業医の報酬の額を変更いたします。理由といたしましては、県内他市と比較いたしまして産業医報酬が低額であることから月額報酬を3万円から4万円に増額いたします。また、近年、職員の休職及び復職の対応やストレスチェックの際の産業医面談、長時間労働者に対する産業医の面談など、産業医としての従事日数が増加している関係から、新たに出庁日額として2万円を支給することとしております。ほかに、第1条関係の廃止に伴い生涯活躍のまち推進協議会委員の項、及び本定例会議案第32号でご提案いたしております勤労青少年ホームの廃止に伴い「勤労青少年ホーム運営委員会委員」の項を削除いたします。

54ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するいたします。

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

高崎委員。

○委員（高崎和夫） まず、この産業医というあまり聞き慣れたことのないような名前なのですが、この医師と産業医の違いというのはどこにあるのですか。お願いします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 産業医につきましては、大田原市役所の職員を対象にした専門の医師といたしますか、市職員の勤務等あるいは服務等に関して相談していただくための医師ということでご理解いただければと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） そうしますと、まずこの産業医の条件というのは、どういう形の中での産業医ということに呼ばれる、どういう条件になれば産業医ということになれるのですか。医師として、医者なのでしようけれども、医者と産業医というのはやっぱりちょっと違うのだと思う、この名前からしても。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） お答えいたします。

あくまでも我々も大田原市医師会を通して先生を紹介していただいている状況でございますので、産業

医になるために特別な資格があるかということそうではなくて、あくまでも大田原市役所の産業医としてな
っていただける方ということで、医師の資格を持った方をお願いをしているというところでございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） そうすると、別に医者資格があればそれで手を挙げるというか、その中に産業医が
あるという考え方でよろしいのですね。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それで結構だと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） この産業医、市役所内専門でということですよ。何科、精神科とか診療内科とか、
そういう関係の先生がいらっしゃるということですか。それともほかの内科医さんとか。医師会にお願
いをするときにどういう目的の先生をお願いしたいという、そういうことでお願いをされていると思うけれ
ども、どうなのでしょう。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 本市の場合は、今現在引き受けていただいている先生は岡本俊（たかし）先生と
いう先生でございますけれども、この方は内科医でございます。自治体によっては、精神的な部分と内科
的な部分を分けて産業医として委嘱している自治体もございますけれども、本市の場合はこれまでも1名
ということで、今回は内科医の岡本先生という形になっておりますが、仮にその自分の専門を超えた場合
には、その産業医の先生を通して別の専門の先生に紹介いただくなど、そういった医師間の連携というも
のはあろうかと思っておりますので、取りあえず今は内科医の岡本先生に委嘱しているところであります。
以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 今いろいろ職員の中の状況を聞くと、やっぱり精神的にちょっと大変な人が多くて、
お休みの方もいるというお話も聞きます。ということは、やっぱり精神的なことは内科医さんに専門的に
ご相談するというのはなかなかまたちょっと解決になるのかなと心配するところでもありますし、やはり
これはその内科医さんが精神科医さんをまた紹介してという話ではなくて、やはりもう一人その専門的な
方を入れるとか、専門的な方を入れてほしいなという思いなのですけれども、そういうお考えはどうです
か。今後はまだないということですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） おっしゃるとおり心の病を抱えた職員も少なからずおるのは事実でございますの
で、今後安全衛生管理の観点から、将来的には複数の産業医というのも検討材料の一つかとは思いますが、
ただ実際には、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、産業医の先生を委嘱するに当たっても、
あくまでも大田原市の医師会を通して先生をご紹介いただいていると。この中で産業医を引き受けてくだ
さる先生を見つけるのもなかなか難しい状況ではあります。これは、先生方が個人で診療所を開設されて
いたりとか、そういった事情でそちらの仕事が忙しいということで、お引き受けいただくのもなかなか難
しい状況なものですから、そういった状況の中で複数の先生を見つけ出すというのがなかなか難しい状況
もございますので、そういった事情も勘案しつつ、なおかつ安全衛生管理の観点からも、将来的には複数

の産業医もというのも検討材料になろうかと思いますが、今の段階では取りあえず1名の体制でと考えております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） 産業医の日額なのですが、これは例えば1時間でも2時間でも日額としてみるのか、基本的に8時間とかと考えているのかをお聞きします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 基本的には1回出ていただければ日額ということで考えております。今おっしゃられているのは2万円の部分でよろしいですね。今委嘱している岡本俊（たかし）先生は那須烏山市在住でございますので、例えば面談をやるといった場合には、そちらのほうから市役所のほうに来ていただくような形になりますので、往復の時間等々もそれなりに時間はかかりますから、1回産業医面談をしていただいた場合には、時間にかかわらず日額2万円支給を考えております。ただし、産業医の面談に関しましては、例えばストレスチェックに基づく高ストレス者の面談であるとか、ある程度対象者の方が人数が複数いる場合には、できるだけ同じ日に面談ができるように配慮はしてまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） そうしますと、まだ今年度の集計は出ていないと思うのですが、今年度今までに何日ぐらい来られていますか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 今年度の実績ですと、高ストレス者の面談で2日来庁されています。追加が対象になる部分では2日です。それ以外に、安全衛生管理委員会というのが、毎年定期的に行っている委員会がございますので、こちらにつきましては通常の報酬の中で対応してまいりたいとは考えておりますが、そのいわゆる出張日額に当たる部分に関しては、今年度は2日という形になります。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） 生涯活躍のまち推進協議会が一定の目的を達成したのでなくなって、生活支援体制整備事業の中でやっていくということだったのですけれども、その成果というのが計画書でよろしいのですか。生涯活躍のまち推進協議会の成果は何でしょうかという。

（「成果ですか」と言う人あり）

○委員（斎藤光浩） はい、成果。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 先ほどもご説明いたしましたが、生涯活躍のまち基本計画というのを策定いたしまして、それが一番大きなところになります。もともとこの生涯活躍のまち推進協議会というものが、もともと生活支援体制整備事業というのがあったところから一部を切り出して、その部分を特化して計画を策定したと。その策定をするに当たって、地方創生の推進交付金を充ててつくってきたというところがあります。その計画を策定し、一部準用もありましたけれども、そういったものをその推進交付金を使って実施したというところで、その部分で所期の目的は達成されたために、その後再びこの生活支援体制整備

事業のほうに統合していくという流れになっております。

以上でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） そうすると、その計画して事業があったのはもう終わってしまって、この後はないのでしょうか。それともその計画の中でこの支援体制整備事業としてまだまだ続けていくという感じなのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 今委員がおっしゃった、この後も生活支援体制整備事業の中に統合して引き続き実施していくという流れになっております。

○委員長（櫻井潤一郎） 菊地委員。

○委員（菊地英樹） すみません、産業医が本庁に来て勤務する際に、医務室とかはどちらになるのですか。医務室とか決まったところがあるのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） 決まった場所はございませんので、会議室を確保して実施するような形になります。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第20号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第21号 大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第4、議案第21号 大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第21号 大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の改正並びに大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例及び大田原市市議会個人情報保護条例の制定に伴い、関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては総務課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それでは、61ページの新旧対照表によりご説明をいたします。

第2条第2号は、個人情報の開示決定、訂正決定等に対する審査請求に関し、これまでは保護条例の規定により審査会に諮問するとしておりましたが、個人情報保護法第105条で審査会への諮問が新たに規定されたため引用条文を改め、同条第3号は、条例の廃止、新設に伴い引用条例を改めるものでございます。

同条の新設第4号及び新設の第5号は、大田原市議会個人情報保護条例による諮問につきましても、情報公開・個人情報保護審査会で調査審議することになりますので新設をいたします。

62ページに参りまして、第6条第4項及び第7条第1項は、先ほど説明いたしました第2条第4号の新設に伴う改正であります。

59ページの改正文にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしまいたす。

また、附則第2項は経過措置の規定であります。

大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第21号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 大田原市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第22号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第5、議案第22号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（益子和弘） 議案第22号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、職員の特別休暇のうち妊娠等に関する休暇を追加すること、また子の看護等に関する休暇の対象範囲の拡大に伴い、関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（君島 敬） それでは、70ページの新旧対照表によりご説明をいたします。

職員の有給の特別休暇を規定した別表第1のまず体裁を整えるため全部を改めた上で、72ページに移りまして、改正後の8の項に「女性職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」で「必要と認められる期間」の休暇を追加いたします。

また、改正後の9の項に「妊娠中の女性職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき」で「当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間」の休暇を追加いたします。

さらに、75ページを御覧ください。改正後の16の項中、「中学校就学の始期に達する」を「義務教育終了前」までに改め、いわゆる「子の看護休暇」の対象を現行の中学校就学前までから義務教育終了前までに拡大をいたします。

68ページの改正文にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するといたします。

大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第22号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（櫻井潤一郎） 以上で当委員会に付託されました案件につきましては審査が終了いたしました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前10時52分 散会